

市内指定居宅介護支援事業所 各位

市原市高齢者支援課長

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について

日頃より、本市の介護保険事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。
このたび、特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に下記のとおり確認しましたのでお知らせいたします。

記

1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

- ・特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。
- ・特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。

2 留意事項

今後、特定事業所加算を算定する場合、上記の人員配置要件を確認いただき、届出を行ってくださるようお願いいたします。令和2年2月1日以降、特定事業所加算で必要とされる人員配置を行わない場合には指導等の対象となりますので、各事業所にて再確認いただき、変更等がある場合には速やかに届出を行ってください。

今回の人員配置は、特定事業所加算の算定に係る人員配置要件となり、指定居宅介護支援事業所の指定に係る人員配置要件とは異なる点に御注意ください。

【お問合せ先】

高齢者支援課 管理係
電話 0436-23-9873